

第 1 回日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議 議事概要

1 日時：令和 2 年 7 月 9 日（木）10 時～12 時

2 場所：オンライン会議

3 出席者：

委員：西原座長、伊東副座長、井上委員、加藤委員、神吉委員、黒崎委員、
田尻委員、野田委員、浜田委員、村田委員

文化庁：高橋国語課長、平山専門官、増田日本語教育調査官

4 概要

座長、副座長の選任の後、事務局から運営規則、「日本語教師の資格の在り方について（報告）」の概要、検討課題及びスケジュールの説明が行われた。続いて、指定試験実施機関及び指定登録機関の要件及びヒアリングの実施について、意見交換が行われた。意見交換の概要は、以下のとおりである。

< 検討課題及びスケジュールについて >

タイトなスケジュールの中で、いくつかの検討課題について 5～6 団体にヒアリングを実施するとのことであるが、その結果を審議に反映できるのか。

更新講習が実際に行われるのは先になるが、ほかの項目と同じ時期に結論を出さないといけないのか。

事務局より、「対象機関にヒアリングを行い、その結果を会議で報告すること」、「公認日本語教師は国家資格とすることが提言されており、更新講習もあらかじめ法律内に項目として盛り込んでおく必要があるため、他の項目と同様のタイミングで審議を要すること」が説明され、検討課題及び審議スケジュール案は了承された。

< 指定試験実施機関と指定登録機関の要件について >

指定試験実施機関の決定後、試験実施までどのくらいの期間を想定しているのか。

事務局より、指定する試験実施機関や登録機関の実態なども踏まえて、今後実施までのスケジュールを検討する旨の説明があった。

・「指定機関の種類」について

一般社団法人又は一般財団法人には公益法人を含むということだが、指定機関の種類を拡大することがどのような意味を持つのか。

事務局より、他の国家資格の先行事例等を参考に、「営利を目的としない法人」まで対象を拡大することも思案しており、その場合には、NPO 法人、社会福祉法人等の非営利法人が指定機関の対象になることが説明された。

・「指定機関の数」について

「それぞれ一機関のみ（機関の重複は可）」とあるが、他の国家資格でも同様なのか。複数の機関が名乗りを上げた場合、どのように選定するのか。

複数の機関が異なる問題を作り、資格試験を実施するというのは違和感がある。作題する機関と実際に試験を運営する機関が分かれることはあり得るのではないか。作題は一機関が担って、広く全国で試験を実施するために地域によって実施を担う機関があるというの
はあり得るのではないか。

しかしながら、基本的には一機関が適当だと考えている。

事務局より、他の多くの国家資格では、試験機関も登録機関も一機関を指定していること、複数の機関から申請があった場合、公正な手続きをもって一機関のみを選定することの説明があった。

・「試験の実施回数」について

「全国的な規模で毎年 1 回以上資格試験を実施できる」とあるが、日本語教育小委員会では、年に複数回実施するのが望ましいとの意見が出ていた。1 回以上となると、1 回だけということもあり得るのではないか。

事務局より、1 回以上と書いた場合は 1 回を含むということ、また、次回以降の審議で、試験の詳細を検討する際、複数回実施が必須という結論になれば、その議論に基づき修正することになる旨の説明があった。

・「試験委員の適性」について

「公認日本語教師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務」とあるが、ほかの箇所では「試験業務」と記載している。どのような内容を指すのか。

事務局より、書類の事務手続きのみではなく、試験問題の作成から採点までの幅広い業務を指す旨の説明があった。

試験委員の条件の一つとして、「学校教育法による大学・短期大学において言語学又は教育学に関する科目を担当する教授・准教授の職にあるもの、又はあった者」とあるが、日本

語教育に関する科目ではなく、言語学または教育学に関する科目と指定しているのはなぜか。

「言語学又は教育学等」「言語学又は教育学、その他関連領域」として含みを持たせるのはどうか。

「本試験に関連のある科目」などと、抽象度を上げた書き方にできないか。

日本語教師の資質能力といったときに、非常に幅広い分野を扱ってきたことを考えれば、言語学、教育学に特化せずに、出題内容にふさわしい専門家あるいは専門領域の人たちで構成すべきだとした方がよいのではないか。試験の出題内容の時代に応じた変化に耐えうる書き方にすべきではないか。

「日本語教師の資格の在り方について（報告）」で、必須の教育内容が提言されている。それによると、社会・文化・地域、言語と社会、言語と心理といった領域・区分が挙げられており、言語学、教育学では、こういった領域をカバーするのは難しい。できるだけ幅広い専門家の知恵をお借りしながら出題するという意味でも、「日本語教育に関する科目またはそれに関連する領域科目」としてはどうか。

労働者問題の視点も入ってくるだろう。教育学を狭く捉えては、日本における外国人問題、労働者問題など日本語教育が必要とされている課題に必ずしも合わなくなってしまうように思われる。

「日本語教師の職に5年以上従事した経験を有する者」とあるが、5年という年数にはどのような根拠があるのか。日本語教師としての5年は短すぎるのではないか。5年以上とした場合、「学校教育法による大学・短期大学において言語学又は教育学に関する科目を担当する教授・准教授の職にある者、又はあった者」と同等とは言えないのではないか。

そもそも日本語教師とは誰を指すのか定義する必要があるのではないか。

日本語教師の働き方には専任と非常勤があり、5年という期間は基準として難しく、幅広くなってしまうため、数字を入れた縛りは避けたほうがいいのではないか。

事務局で再度検討した上で、次回以降の会議で引き続き審議することとなった。

・「業務規程」について

「確実かつ適正な実施をする上で不適當となった場合、当該機関に対し規程の変更を命じることができる」という条項で、試験内容の改善は担保されているのか。

事務局より、「業務規程」、「適合命令等」及び「報告等」の規定を合わせて、試験や登録業務の適正な実施を大臣から命令できると解釈している旨の説明があった。指定試験実施機関と指定登録機関の要件について、論点という枠組みの在り方や、指定試験実施機関及び指定登録機関では性質が異なる二つの次元であることについては、了承された。

<ヒアリングの実施について>

他の国家資格でどのように制度設計がされているのか、どのような問題や課題点があるのかも参考にした方がよいと思うが、日本語教育関係以外の団体をヒアリングすることは可能なのか。

WEB 受験、CBT 試験についても検討しなくてはならない。ノウハウのある団体等のヒアリングが必要ではないか。

事務局より、他の国家資格の例については、必要であれば事務局が所管する省庁に情報収集を行うことを説明し、ヒアリングの実施については了承された。

<その他>

「日本語教師の資格の在り方について（報告）」で日本語教師の養成段階に求められる資質・能力として、「知識、技能、態度」の三つが挙げられている。知識は試験の中に含み、技能は教育実習で確認できるものと考えているが、三つ目の「態度」も重要な要素である。これについては、専門の教育課程・研修を受講することによって身に付けられることであり、単に日本語教育能力を判定する試験の対策講座を受け、試験に合格しさえすれば日本語教師として十分というわけではないだろう。日本語教師という仕事が多様な層の学習者を対象とし、多様な人材が必要とされている職業であるという報告の趣旨が失われないよう、この資格試験ができることで試験のための日本語教師養成となってしまうことがないよう、この会議でもしっかりメッセージを打ち出していかなければいけない。